

地方公共団体における計画策定・排出量公表制度の状況

1. 地方公共団体における事業者を対象とする制度の状況

- 大綱にもあるとおり、「地球温暖化対策の推進に当たっては、国、地方公共団体、事業者、国民といったすべての主体がそれぞれの役割に応じて総力を挙げて取り組むことが不可欠」であり、地方公共団体によるその区域の自然的社会的条件に応じた施策の推進（温暖化対策推進法第4条）は、温暖化対策を推進する上で極めて重要である。
- 地方公共団体における事業者向けの制度としては、以下の12の地方公共団体（9都県・3指定都市）において、条例に基づき事業者に地球温暖化対策計画の策定や排出量の公表等を義務づける制度が存在する（平成16年5月環境省調べ）。

	概要	対象ガス・対象者	目標・罰則規定・現状
岩手県	地球温暖化対策計画及び実施状況報告（排出量情報を含む。）の作成・届出の義務づけ（計画作成は3年毎、報告は1年毎）。	CO ₂ ／省エネ法の第1・2種指定工場と40台以上の自動車を使用する事業者	<ul style="list-style-type: none"> 知事は必要な指導・助言を行う。 未提出者には勧告
埼玉県	環境負荷低減計画の作成、提出、公表の義務づけ（1年毎に計画作成と提出。県CO ₂ 総排出量の17.5%をカバー）。	CO ₂ ／省エネ法の第1・2種指定工場と大規模小売店舗法の対象店舗	未提出者には勧告をし、従わない場合には公表する
東京都	地球温暖化対策計画書と対策結果報告書（排出量情報を含む。）の作成、提出、公表の義務づけ（3年毎）	6ガス／省エネ法の第1・2種指定工場	未提出等に対しては勧告・公表
石川県	地球温暖化対策計画書（排出量情報を含む。）の作成、提出の義務づけ。*H16年4月施行	6ガス／省エネ法の第1・2種指定工場	排出量情報とあわせ、排出抑制に係る目標を記載
愛知県	地球温暖化対策計画書及び対策実施状況書（排出量情報を含む。）の作成、提出、公開の義務づけ（計画作成は3年毎）。*H16年4月施行	省エネ法の第1・2種指定工場（移動体対策についても今後強化予定）	未提出者には勧告
三重県	温暖化対策計画（排出量情報を含む。）の作成、提出、公表の義務づけ	6ガス／省エネ法の第1種指定工場	総排出量について数量目標を設定
滋賀県	大気環境負荷低減計画（排出量情報を含む。）の作成、提出、公表の義務づけ（計画作成は5年毎）。	6ガス／規則別表に掲げる一定規模以上の燃料消費施設を設置する事業者等	<ul style="list-style-type: none"> 取組について県が指導・助言 未提出者には勧告

兵庫県	特定物質排出抑制計画書と報告書（排出量情報を含む。）の作成、提出、公表を義務づけ（2010年までの計画を作成し、2005年度に見直しを行う）。	6 ガス／省エネ法の第1・2種指定工場	<ul style="list-style-type: none"> 取組について県が指導・助言 未提出者には勧告
広島県	温室効果ガス削減計画書（排出量情報を含む。）の作成、提出、公表を義務づけ（複数年の年次計画として定める）。	6 ガス／省エネ法の第1種指定工場	<ul style="list-style-type: none"> 知事は実施した措置の報告を求めることができる 計画書の未提出者又は公表しない者には勧告
横浜市	地球温暖化対策計画書及び実施状況報告書（排出量情報を含む。）の作成、提出、公表を義務づけ（計画書作成は3年毎、報告書作成は毎年）	6 ガス／省エネ法の第1・2種指定工場	<ul style="list-style-type: none"> H14年度を基準年とする。 取組について市が指導・助言 未提出者には勧告
川崎市	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガスの排出抑制に係る事項を含む環境配慮書の作成、提出の義務づけ。 温室効果ガスの排出量の把握の義務づけ。市長は報告を求めることができる。 	CO ₂ 、メタン及びN ₂ O／排出量把握については8.4万GJ又は廃棄物焼却炉の能力が5千kg以上	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮書を提出した者について必要な指導及び助言を行うことができる。
名古屋市	地球温暖化計画書及び結果報告書（排出量情報を含む。）の作成、提出、公表の義務づけ（計画書作成は3年毎、報告書作成は毎年）。	6 ガス／原油換算800kl以上、電気320万kWh以上の工場（省エネ法第2種指定工場よりも広範囲）	<ul style="list-style-type: none"> 取組に対し指導・助言 届出・公表義務違反に対しては勧告

2. 東京都における事業者を対象とする制度の検討について

東京都における事業者を対象とする制度の検討に関する状況は以下のとおり。

(1) 東京都における現行の「地球温暖化対策計画書」制度の概要

- 対象：省エネ法の第一種・第二種指定工場
- 地球温暖化対策計画書及び対策結果報告書の作成・提出・公表を義務づけ（温室効果ガスの排出状況、削減目標、取組内容等、評価なし）

※削減目標のレベルは任意

(2) 現行制度の状況

- 東京都の調査によれば、対象事業所の2002年度からの3年間のCO₂削減目標を集計したところ、平均で約2%削減。（対象事業所からの排出量は都全体の排出量の約1割）
- 一方、東京都内のCO₂排出量は既に5%増加しており、東京都の2010年度目標値である6%削減に向けては、10%以上削減する必要がある。

- ・東京都が工場・事業場をサンプリング調査したところ、今後 CO2 を 10%以上削減できると見られる事業所も多く存在した。

(3)「地球温暖化対策計画書」制度の強化の検討

- ・(2)の状況を踏まえ、大規模事業者におけるCO2削減対策では、目標基準を設けずに事業者の任意の取組だけに頼っていては、低い削減レベルにとどまり、さらなる総量削減効果を見込むことは難しい、との認識に基づき、

- 事業者の積極的な取組が評価される仕組み

- 行政が事業者の取組を高い水準に導く仕組み

を基本的な考え方として、地球温暖化対策計画書制度の強化について検討を行ってきた。

- ・東京都環境審議会では今年5月に、計画書制度の強化を含む温暖化対策の在り方についての答申がまとめられた。

- ・計画書制度の強化の要点は以下のとおり。

- 事業者の削減結果について「総量削減率」を原則とした統一的な評価基準を設定し、省エネ法にはない評価・公表のしくみを強化

- 都は実態調査結果や対策指針に基づき、事業者がより高い総量削減目標を設定するよう誘導

- 事業者は目標が評価基準に照らしてどのレベルにあるかを自己評価し、公表

- 都は事業者の公表内容や事業者全体の達成状況を評価し、公表

- 特に優れた事業者を都が表彰

- 取組が著しく不十分な事業者に対しては調査し、指導